

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県物産観光センター催物会場の使用料金の徴収事務の委託

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の就任

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三・八パーセント」を「年三・三パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・八パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二・八パーセント」を「年二・三パーセント」に、「年一パーセント」を「年〇・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十一年三月十四日から適用する。
- 3 昭和六十一年三月十四日から昭和六十一年四月三十日までの間に貸し

付けられた漁業近代化資金に係る改正後の規則別表の規定の適用については、同表利子補給率の欄中「年三・五パーセント」とあるのは「年三・九パーセント」と、「年三・三パーセント」とあるのは「年三・七パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・九パーセント」と、「年一・三パーセント」とあるのは「年一・七パーセント」と、「年二・五パーセント」とあるのは「年二・九パーセント」と、「年二・三パーセント」とあるのは「年二・七パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九パーセント」とする。

4 昭和六十一年三月十四日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「年三・五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県物産観光センターの催物会場の使用に係る料金の徴収事務を社団法人鳥取県物産協会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											その他検査備考			
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性塩基性窒素(%)	水溶性窒素(%)	ペクチン消化率(%)	D C P(%)	T D N(%)		M E(kcal/kg)		
下関市 林兼産業株式会社 飼料事業本部	境港市上道町 1031 有限会社三代肥 糧店境港営業所	⑩まるは印配合飼料 大すう ⑪まるは印配合飼料 エールマックス	61.6	14.9	3.6	4.2	6.6	1.44	0.64									
神戸市 全国酪農業協同 組合連合会	米子市上福原 658-1	⑩全酪2号ペレット	61.6	17.6	2.6	5.3	7.4	1.07	0.65									
関西飼料工場	協同組合連合会	⑩メイクスターII	61.6	19.1	2.4	5.6	6.7	0.83	0.66									
加古川市 明治飼糧株式会社 加古川工場		⑩明治配合飼料乳牛用 A号 明治配合飼料 ハオースリットP F	61.6	20.0	2.4	6.7	7.6	1.21	0.72									
倉敷市 ニッコー製油株 式会社水島工場		脱脂大豆	61.6	46.9	1.0	4.8	6.2	0.27	0.68									

注 1 飼料の名称の欄中「⑩」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	湯原高之	米子市諏訪六二五
"	宅野正治	二九
"	江原稔	一四一
"	生田房明	二〇二
"	石原勲	五一四
"	棚田滋	八幡三七二
"	野口辰己	二二二
"	田守允	四七七一
"	高田一夫	五三六
"	田辺肇	福市一三〇
"	中西進	一五九
"	平木皎	六八七
"	杉村晴正	一二五七
"	内藤良	七〇一
"	前田貢	別所一〇七五

就任した役員の氏名及び住所

"	前田勲	諏訪六四三
"	山川茂男	福市二三〇
"	伊塚浩	一二六四
"	赤尾安雄	七七三
"	杉村和	別所一〇五九
"	影山清久	西伯郡岸本町大殿六四七
"	影山智寿明	六三七
"	長浜範人	一一三六
"	中曾堅	坂長八一四
"	草原賛	八四九
"	福富綜	一二五一
"	奥田勤	岩屋谷三九四
"	宅野昇	三五八一二
"	岩田勝美	会見町諸木七一
"	長谷川登	米子市諏訪四五八
監事	船橋毅	西伯郡岸本町坂長九一七
"	伊塚正昭	米子市福市七一五
"	杉村純一	別所一一八一
"	昭	昭和六十一年七月六日退任
理事	湯原高之	米子市諏訪六二五
"	宅野正治	二九
"	江原稔	一四一

昭和六十一年七月七日就任 任期四年	植田孝一	西伯郡岸本町坂長一二六五	
	杉村純一	別所一一八一	
監事	伊塚正昭	米子市福市七一五	
	岩田裕	会見町諸木四七三	
	宅野昇	岩屋谷三五八一二	
	大島武夫	八四三一	
	中曾堅	坂長八一四	
	長浜範人	一一三六	
	影山清久	西伯郡岸本町大殿六四七	
	前田貢	別所一〇七五	
	中嶋賢治	九二四	
	内藤良	七〇一	
	杉村晴正	一一五七	
	平木皎	六八七	
	中西進	一五九	
	田辺肇	福市一三〇	
	高田一夫	五三六	
	田守允	四七七一	
	野口辰己	二二二	
	棚田滋	八幡三七二	
	石原勲	五一四	
	生田房明	二〇二	

鳥取県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	森田 潔	西伯郡大山町国信三三三
	堀 嶋 明	三八五一
	堀 利起夫	三六四
	林 原 隆 英	末吉五八八
	林 原 四 郎	四七一
	林 原 成 美	二六
	車 和 則	末長四七一
	金 川 伸 太 郎	稲光四六
	入 江 博	上万五六九一一
	諸 遊 忠 春	一〇
	諸 遊 皎	五九四
	谷 野 昭 夫	四四一
	船 原 典 典	上野二一九
	国 野 祐 一	一〇八一
	福 留 叢	福尾五五三

〃 角田 弘人 〃 二八五
 監事 青木 隆介 〃 国信九六六
 〃 山根 準一 〃 上万四七一
 〃 金田 壽 〃 福尾二八一

昭和六十一年七月十四日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八東土地改良区の定款の変更を昭和六十一年七月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）下黒坂地区区画整理）を昭和六十一年七月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の四六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

社会施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市香取字袋谷三七七の一・生山字長谷五九四の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

昭和六十一年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年八月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十一年八月六日(水)午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙について

2 青年リーダー研修会について

公 告

昭和61年7月31日に実施した昭和61年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和61年8月5日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

入 川 和 彦 宮 田 実 小林 輝 男

嶋 優 一